

第24回一関市農業委員会総会議事録

告示年月日 令和2年8月21日
 告示番号 第8号
 会議年月日 令和2年8月25日
 会議の場所 一関市川崎町 川崎農村環境改善センター
 出席委員 別紙のとおり
 欠席委員 別紙のとおり

会議に出席した職

事務局長 小野寺 英 幸
 局長補佐 藤 原 弘 子
 局長補佐 佐 藤 正 浩
 主 査 西 卷 孝 志

本日の案件 第24回一関市農業委員会総会提出議案のとおり
 開会時刻 午後1時30分

議 長	本日の出席委員は24名であります。 定足数に達しておりますので、第24回一関市農業委員会総会を開会いたします。
議 長	行事報告につきましては、お手元に配布してあります総会後の事務連絡の資料に綴り込んでおりますので、ご了承願います。
議 長	議案審議に入る前に、お諮りいたします。 議事録署名委員並びに書記の指名について、本職より指名することにご異議ございませんか。 (異議なしの声あり)
議 長	異議なしとのことですので、一関市農業委員会会議規程第13条の規定により議事録署名委員に2番 渋谷 皓 委員、3番 皆川 清喜 委員を指名いたします。 書記には、藤原補佐、西巻主査を指名いたします。
議 長	議案審議に入ります。 「報告第55号 専決処分の報告について」を上程いたします。 局長より説明いたさせます。
局 長	報告第55号、専決処分の報告についてご説明いたします。 農地法第3条の3の規定による届出について、別紙のとおり専決処分したので、農地法関係事務処理要領の規定により、これを報告するものでございます。

専決処分書ですが、一関市農業委員会事務処理規程第8条の規定により、次のとおり専決処分したものです。

専決処分の日は、令和2年8月17日であり、専決処分した内容につきましては、先月の総会以後、相続による届出に対し受理と決定したもので、記載の第1号から6ページの第17号までの17件、18名の方からの相続による届出に対して受理と決定したものです。

この専決処分につきましては、相続などにより、農業委員会の許可を経ないで農地等の権利を取得したことの届出に対し、「速やかに届出書の法定記載事項が記載されているかどうかを検討し、その届出が適法であるかどうかを審査して、その受理又は不受理を決定」し、「届出を受理したときは遅滞なく受理通知書その届出者に交付」と規定されていることから、その処理を総会の審議を経ないで、会長において専決処分し、届出者に対し、それぞれ受理の通知をしたものです。

以上で説明を終わります。

議 長

以上で「報告第55号」の説明を終わります。

ご質問ございませんか。

(なしの声あり)

議 長
議 長

なければ、報告第55号の質疑を終わります。

次に、「報告第56号 農地現状変更届出の報告について」を上程いたします。

局長より説明いたさせます。

局 長

報告第56号 農地現状変更届出の報告について、その内容をご説明いたします。

このことにつきましては、農地現状変更届出指導要綱に基づく届出ではありますが、記載の第1号から第9号までの9件、14筆の現状変更届出を受理したので、これを一関市農業委員会農地現状変更届出指導要綱第4の規定に基づき、報告するものでございます。

なお、届出者には、届出書受理後、審査のうえ、現状変更する農地に掲示する「農地現状変更届出済標」を交付しているほか、担当地域農業委員及び推進委員に、届出の内容について通知しております。

届出に係る土地の所在地、届出人等につきましては記載のとおりですが、現状変更の理由は、耕作の利便性を図るための盛土が

議

長

8件、農業用施設の整備が1件となっております。

以上で説明を終わります。

以上で「報告第56号」の説明を終わります。

ご質問ございませんか。

(なしの声あり)

議

長

なければ、報告第56号の質疑を終わります。

議

長

次に、「議案第178号 農地法第3条第1項の規定による許可申請に対する可否について」を上程いたします。

局長より説明いたさせます。

局

長

議案第178号 農地法第3条第1項の規定による許可申請に対する可否について、議案の内容をご説明いたします。

最初に一関地域に係る申請5件でございます。

第1号については、譲受人が以前より耕作管理していた農地であり、経営規模拡大のため贈与により取得しようとするものです。

第2号については、貸付人が遠方に居住しており、耕作管理できないことから、借受人が経営規模拡大のため使用貸借により借受けしようとするもので、貸借期間は記載のとおり令和12年8月31日までの10年間となっております。

第3号については、譲渡人が遠方に居住しており、耕作管理できないことから、譲受人が経営規模拡大のため売買により取得しようとするもので、売買金額は記載のとおりとなっております。

第4号及び第5号については、耕作の利便性を図るため、お互いの農地を交換するものです。

次に、花泉地域に係る申請2件でございます。

第6号については、譲渡人と譲受人は親子であり、後継者として譲受人が生前一括贈与により取得しようとするものです。

第7号については、譲渡人が耕作する予定のない農地について、譲受人が経営規模拡大のため売買により取得しようとするもので、売買金額は記載のとおりとなっております。

次に、大東地域に係る申請2件でございます。

第8号及び第9号については、譲渡人が労力不足の状態にあることから、譲受人が経営規模拡大のため売買により取得しようとするもので、売買金額は記載のとおりとなっております。

次に、千厩地域に係る申請2件でございます。

第10号については、貸付人が遠方に居住しており、耕作管理で

きないため、借受人が使用貸借により借受けしようとするもので、貸借期間は記載のとおり令和7年7月31日までの5年間となっております。

借受人は現在建築業を営んでおり、農地を所有しておりませんが、父に教えられながら新規に自家用野菜づくりを始めたいとのことで、かぼちゃ、大根、白菜を作付けする営農計画書の提出をしております。

第11号については、譲受人が以前より耕作管理していた農地であり、経営規模拡大のため売買により取得しようとするもので、売買金額は記載のとおりとなっております。

次に、室根地域に係る申請2件でございます。

第12号については、譲受人が空き家バンクに登録された空き家とそれに付属した農地を含む土地を売買により取得するものです。

売買金額は記載のとおりとなっております。

譲受人は、沖縄から移住して、妻とともに新規に農業を始めたいということで、バナナ、白菜、キャベツ、ジャガイモ、沖縄野菜を作付けする営農計画書を提出しております。

第13号については、譲渡人と譲受人は親子であり、後継者として譲受人が生前一括贈与により取得しようとするものです。

次に、川崎地域に係る申請2件でございます。

第14号については、譲渡人と譲受人は親子であり、申請地は農地中間管理機構に貸与し、門崎ファームが耕作している農地です。

親子間の話し合いにより、息子名義とした農地を贈与により父の名義に変更しようとするものです。

変更後は従前どおり、農地中間管理機構を介して門崎ファームへ貸付けしようとするものです。

第15号については、譲受人が経営規模拡大のため売買により取得しようとするもので、売買金額は記載のとおりとなっております。

最後に、藤沢地域に係る申請1件でございます。

第16号については、譲渡人と譲受人は親子であり、後継者として譲受人が生前一括贈与により取得しようとするものです。

以上、16件の申請は、いずれの申請についても農地法第3条第2項各号には該当しないため、許可要件を満たすと考えます。

議 長

以上で説明を終わります。

以上で「議案第178号」の説明を終わります。

ただいまの説明に関連して、地域ごとに担当委員の方から現地調査の結果の説明をお願いいたします。

22番
佐藤 圭一委員

まず、一関地域の担当委員の方、お願いいたします。

一関地域の農地法第3条現地調査の報告をいたします。

現地調査日、令和2年8月12日、水曜日、午前9時より、現地調査員、農業委員 私 佐藤、三浦委員、農地利用最適化推進委員 木村委員、菅原委員、事務局職員 阿部主任主事、千葉主事。

報告内容、第1号から第5号について、別紙農地法第3条現地調査書のとおり現地確認又は航空写真等により調査いたしました結果、いずれも効率的な利用が図られ、周辺農地への影響等もないことから問題ないと思われま。

以上です。

議 長

ありがとうございました。

7番
佐藤 均 委員

次に、花泉地域の担当委員の方、お願いいたします。

農地法第3条、花泉地域現地調査報告をいたします。

現地調査日は令和2年8月12日、午前9時より、現地調査員、農業委員 私 佐藤、農地利用最適化推進委員 佐藤、千葉、支所職員 後藤産業建設課主任。

報告内容、第6号から第7号について、別紙農地法第3条現地調査書のとおり現地確認又は航空写真等により調査いたしました結果、いずれも効率的な利用が図られ、周辺農地への影響等もないことから問題ないと思われま。

以上でございます。

議 長

ありがとうございました。

21番
畠山 潔 委員

次に、大東地域の担当委員の方、お願いいたします。

農地法第3条、現地調査、大東地域の報告を行います。

現地調査日、8月12日、午後1時15分より、現地調査員、農業委員 私 畠山、農地利用最適化推進委員 小野寺 進、同じく小野寺 照夫、支所職員 小野寺産業建設課主事。

報告内容、第8号から第9号について、別紙農地法第3条現地調査書のとおり現地確認又は航空写真等により調査いたしました結果、いずれも効率的な利用が図られ、周辺農地への影響等もないことから問題ないと思われま。

以上でございます。

議 長

12番
佐藤 繁 委員

ありがとうございました。
次に、千厩地域の担当委員の方、お願いいたします。
千厩地域の農地法第3条現地調査報告を行います。
現地調査日、令和2年8月12日、午前9時30分より、現地調査員、農業委員 私 佐藤、農地利用最適化推進委員 遠藤委員、渡辺委員、支所職員は熊谷産業建設課主査。
報告内容、第10号から第11号について、別紙農地法第3条現地調査書のとおり現地確認又は航空写真等により調査いたしました結果、いずれも効率的な利用が図られ、周辺農地への影響等もないことから問題ないと思われます。

議 長

17番
藤原 美喜男 委員

以上です。
ありがとうございました。
次に、室根地域の担当委員の方、お願いいたします。
室根地域の農地法第3条現地調査報告をいたします。
現地調査日につきましては8月12日、午前9時30分調査員は農業委員 千葉、藤原、農地利用最適化推進委員につきましては熊谷、岩渕、菅原、支所職員、土屋産業建設課主任主事、小原主任技師。
第12号から第13号について、別紙農地法3条現地調査書のとおり現地確認又は航空写真等により調査いたしました結果、いずれも効率的な利用が図られ、周辺農地への影響もないことから問題がないと思われます。

議 長

15番
遠藤 勝幸 委員

以上でございます。
ありがとうございました。
次に、川崎地域の担当委員の方、お願いいたします。
農地法第3条現地調査報告書、川崎地域、報告します。
現地調査日、令和2年8月12日、午前9時より、調査員は農業委員は私 遠藤、農地利用最適化推進委員 小野寺委員、今野委員、支所職員 坂本産業建設課長補佐。
報告内容、第14号から第15号について、別紙農地法第3条現地調査書のとおり現地確認又は航空写真等により調査しました結果、いずれも効率的な利用が図られ、周辺農地への影響等もないことから問題ないと思われます。

議 長

以上です。
ありがとうございました。
次に、藤沢地域の担当委員の方、お願いいたします。

14番
畠山 信吾 委員

藤沢地域の農地法第3条現地調査報告をします。

現地調査日は令和2年8月12日、水曜日、午前10時30分より、農業委員 私 畠山と農地利用最適化推進委員、伊藤 勉 委員、畠山 誠志 委員、支所職員として佐藤産業建設課主事でございます。

第16号について、別紙農地法第3条現地調査書のとおり現地確認又は航空写真等により調査いたしました結果、いずれも効率的な利用が図られており、周辺農地への影響等もないことから問題ないと思われま。

以上でございます。

議 長

ありがとうございました。

以上で現地調査の結果説明を終わります。

審議願います。

11番
石川 誠司 委員

第12号ですが、譲受人が大東町大原から津谷川まで通うのか、どのような作物を作るのか、今のところは経営面積がゼロで、農機具等はどうなるのか、詳しい説明をお願いします。

局 長

譲受人の方、今現在の住所は大東町でありますけれども、この方は沖縄に移住されて、向こうで会社員だったということです。

今回、こちらに帰り、市の空き家バンクに、建物、宅地、農地、山林一切が登録になっていたものを購入され、室根に転居をして、新しく農業を始めるということで、今回の申請になりました。

沖縄の方ということで営農計画書を提出されておりますけれども、作付けする作物としてはバナナ、白菜、キャベツ、ジャガイモ、沖縄野菜の作付計画を立てているということがございました。施設としましてはビニールハウス4棟建てたいということ、現在の農機具所有については草刈機を所有していると、今後購入予定としては耕運機、粉碎機、運搬機ということが営農計画書のほうには書かれてございます。

労働力としましては、本人と奥さんの2人ということでございます。

以上でございます。

議 長

よろしゅうございますか。

11番
石川 誠司 委員
局 長

農機具が足りないのではないかと思うので、その点の指導もほしかったなと思っていました。

農機具については、営農計画書に書かれているものについて申

上げましたけれども、いずれ今後実際に農業を始められた際には購入を検討されるものと思いますので、そこは今後新規就農として指導していく機会があれば、関係機関で指導してまいりたいと思っております。

以上です。

議長 長 ほかにごいませんか。

(なしの声あり)

議長 長 ないようですので、審議を打ち切り、採決してよいかお諮りいたします。

(異議なしの声あり)

議長 長 異議なしとのことですので、審議を打ち切り採決いたします。

「議案第178号 農地法第3条第1項の規定による許可申請に対する可否について」を可とする方は挙手願います。

(挙手満場)

議長 長 満場です。

よって、「議案第178号」を可と決します。

議長 長 次に、「議案第179号 農地法第4条第1項の規定による許可申請に対する意見について」を上程いたします。

局長補佐より説明いたさせます。

局長補佐 議案第179号 農地法第4条第1項の規定による許可申請に対する意見について、内容をご説明いたします。

次のとおり、農地法第4条第1項の規定により許可申請書の提出があったので、可否について意見を求めるものです。

最初に、一関地域に係る申請2件でございます。

第1号は、申請人が自己住宅を建築するために転用申請するものです。

農地区分は、都市計画区域内の第一種住居地域に存在する農地であることから第3種農地と判断しました。

第2号は、申請人がコイン精米所を整備するため転用申請するものです。

農地区分は、都市計画区域内の準工業地域に存在する農地であることから第3種農地と判断しました。

次に、大東地域に係る申請1件でございます。

第3号は、申請人が営農型太陽光発電設備を設置するために転用申請するものです。

この農地は、平成29年度に一時転用が許可されており、3年の

期間満了による更新の申請をするものでございます。

農地区分は、農振農用地域内に存在する農地ですが、農業を行いながら発電も行うもので、3年以内の一時転用が認められており、作物の栽培等の状況を見ながら更新していくこととなります。

申請地で栽培しておりますジャガイモの収量でございますけれども、平成30年が反当たり100kg、令和元年度が230kgであり、地域の平均的な単収である10 a 当たり1,820kgに対して13%と著しく低い結果となっております。

しかし、これは太陽光パネルの影響によるものではなく、土壌の排水に問題があると分析されております。

令和元年の収穫後に山砂による暗渠排水の対策が取られております。

従前は牧草地だった畑にジャガイモを作付けしたものであり、作物に適した土壌改良を繰り返すことによって「収量の大幅な向上が期待できる」との農業コンサルタント会社の意見書が添付されております。

以上、3件につきましては、農地転用許可基準から、転用することはやむを得ないと判断されるものです。

以上で説明を終わります。

議 長

以上で「議案第179号」の説明を終わります。

ただいまの説明に関連し、一関地域の担当委員より現地調査の結果についての報告をお願いいたします。

22番

一関地域の農地法第4条現地調査の報告をいたします。

佐藤 圭一委員

現地調査日と調査員は3条と同じですので割愛させていただきます。

報告内容、別紙農地転用等現地調査書により現地確認を行った結果、下記のとおり報告いたします。

第1号、申請人が自己住宅を建築する計画であり、排水は公共下水道へ接続を予定していることから周辺農地に影響はないと思われれます。

第2号、申請人がコイン精米所を整備する計画であり、排水は雨水のみであることから周辺農地に影響はないと思われれます。

以上です。

議 長

ありがとうございました。

次に、大東地域の担当委員の方、お願いいたします。

21番
畠山 潔 委員

農地法第4条、大東地域の報告を行います。

現地調査日と調査員については先ほどの3条と同じでございますので割愛いたします。

報告内容、別紙農地転用等現地調査書により現地確認を行った結果、下記のとおり報告いたします。

第3号、申請人が平成29年10月3日付で一時転用許可を受け、営農型太陽光発電設備を設置済みであり、転用許可期間が本年10月で満了となることから、再申請し事業を継続しようとするものである。

排水は雨水のみであることから周辺農地に影響はない。

また、下部に作付けする作物への日照は、設計上一定量が確保されるため、生育に支障は生じないと思われる。

以上でございます。

議 長

ありがとうございました。

以上で現地調査の結果報告を終わります。

審議願います。

11番
石川 誠司 委員

この第3号でございますが、家族構成がどうなっているのか、面積が0.59、多分支柱だけの面積かと思いますが、普通、面積という時は上の太陽光のパネルは含めないのでしょうか。

例えば、私たち農業をやっていて、物置、農機具倉庫等を建てる場合、柱だけの㎡数ではなく、屋根まで入っての㎡数で登録になるはずですが、この場合、ただ支柱だけの面積、また、図面を見ますと、面積だけ書いてあり、柱のみの面積等の説明もどこにも書いていない。

それから、もう一つ、県の指導機関である普及センターとか何かから指導を受けないで、なぜコンサルタント会社の意見書なのか、普及センターでも指導をしてもらえらると思うのですが、再度説明をお願いします。

局 長 補 佐

1点目の家族構成ですが、今日は資料を持ち合わせてございませんので、後ほど回答させていただきます。

2点目ですが、制度上はお見込みのとおり、柱の部分のみの転用許可ということになります。

資料の作り方が、片やパネルの面積で片や柱の面積ということについてはご指摘のとおりでございますので、申し訳ございませんでした。

それから、指導の件ですが、こちらはコンサルタント会社のほ

かに農協からの指導も受けているようでございます。

指導に対しては主に農協の指導を受けているようでございます。

意見書については、農協に書いてもらうわけにはいかないもので、会社に依頼したということで、ただし、この会社については、コンサルですから有料での意見書の記載ということのようでございます。

普及センターですが、太陽光施設の下での作物の生育に関するマニュアルというのがないそうです。

なので、一般的な知識を活用してお願いすれば指導は受けられるようですけれども、太陽光、ソーラーパネルの下の指導要領というのがないため、正式な形での指導はできないということで、前回の藤沢のケースで確認をとっております。

以上でございます。

よろしいですか。

ほかにございませんか。

ただいまの太陽光営農型発電の件についてですが、過去3年間の平均単収を実績値で比較すると13%ということで、営農しているのかどうなのかというところが見えます。

今回の申請の中から、申請書の中で、「設計上、一定量が確保されるため生育に支障はない」と書かれていますが、実際に過去3年間で13%ということで支障が本当にないのかどうか、説明には土壌のせいだと書いてありますけれども、本当にそれでいいのかどうかということをお伺いします。

それとあわせて、一昨年ですね、藤沢地域の、農地専門委員会で藤沢地域で2カ所、を視察しましたけれども、一方はカボチャを栽培しているということで現地を確認したところ、2、3株、コロツとなっていて、実際に本当に営農されているのかどうか疑問に思いました。

ということで、本当に、これで本来の営農型発電設備ということで許可していいものかどうかとちょっと疑問に思っているところがあります。

もし、平均収量が10%前後であれば、何らかの指導をしなければいけないのだろうし、もしこれがすんなり許可がいくのであれば、ますます本来の営農型ではない、ただの太陽光発電の設備の設置だけに終わってしまうような形になってしまうようなことが

議 長

15番
遠藤 勝幸 委員

議	長	<p>危惧されるので、ちょっと心配だなという意見です。</p> <p>暫時休憩いたします。</p> <p>(午後2時12分 休憩)</p> <p>(午後2時14分 再開)</p>
議	長	<p>再開いたします。</p> <p>遠藤さんの発言は意見として承り、指導に結びつけていきたいということをお願いしたいと思います。</p> <p>ほかにございませんか。</p>
10番 佐藤 和威治 委員		<p>説明資料の書き方ですけれども、2から4年目、5年目、6年目、1年目、2年目、3年目を消して4年目、5年目、6年目というふうな表記になっていますけれども、これは継続の場合は当初の許可月日からの年数で、これからもこの様式でいくのでしょうか。</p>
局 長 補 佐		<p>ただいまの件ですけれども、ご指摘のとおりでございます。</p> <p>更新ではございますけれども、また3年経過して新たな申請という形になりますので、本来はわかりやすさという面でこういう表記をしたのかもしれませんが、本来であれば更新後の1年目、2年目、3年目という記述が正しいことになります。</p> <p>申し訳ございません。</p>
議	長	<p>ほかにございませんか。</p> <p>(なしの声あり)</p>
議	長	<p>審議を打切り、採決してよいかお諮りいたします。</p> <p>(異議なしの声あり)</p>
議	長	<p>異議なしとのことです。審議を打切り採決いたします。</p> <p>「議案第179号 農地法第4条第1項の規定による許可申請に対する意見について」を許可相当と決する方は挙手願います。</p> <p>(挙手満場)</p>
議	長	<p>満場です。</p> <p>よって、「議案第179号」を可と決します。</p>
議	長	<p>次に、「議案第180号 農地法第5条第1項の規定による許可申請に対する意見について」を上程いたします。</p> <p>局長補佐より説明いたさせます。</p>
局 長 補 佐		<p>議案第180号 農地法第5条第1項の規定による許可申請に対する意見について、内容をご説明いたします。</p> <p>次のとおり、農地法第5条第1項の規定により許可申請書の提出があったので、可否について意見を求めるものです。</p>

最初に、一関地域に係る申請5件でございます。

第1号は、借受人が自己住宅を建築するため転用申請するものです。

農地区分は、都市計画区域内の第一種住居地域及び第一種低層住居専用地域に存在する農地であることから第3種農地と判断しました。

第2号は、譲受人が自家用駐車場を整備するため転用申請するものです。

農地区分は、都市計画区域内の第一種住居地域に存在する農地であることから第3種農地と判断しました。

第3号は、譲受人が宅地分譲7区画を整備するため転用申請するものです。

農地区分は、都市計画区域内の準工業地域に存在する農地であることから第3種農地と判断しました。

第4号は、譲受人が介護施設及び駐車場を建築・整備するため転用申請するものです。

農地区分は、都市計画区域内の第一種中高層住居専用地域に存在する農地であることから第3種農地と判断しました。

第5号は、譲受人が自家用ガレージを整備するため転用申請するものです。

農地区分は、都市計画区域内の準工業地域に存在する農地であることから第3種農地と判断しました。

次に、花泉地域に係る申請2件でございます。

第6号は、譲受人が自営の用に供する駐車場及びドッグランスペースを整備するために転用申請するものです。

農地区分は、第2種農地と判断しました。

第7号は、譲受人が自己住宅及び農業用作業場を建築するために転用申請するものです。

農地区分は、第2種農地と判断しました。

次に、大東地域に係る申請1件でございます。

第8号は、借受人が公共工事に伴う現場事務所及び資機材置場として利用するために一時転用申請するものです。

農地区分は、農振農用地区域内に存在する農地ですが、3年以内の一時転用が認められております。

次に、藤沢地域に係る申請1件でございます。

第9号は、借受人が自己住宅を建築するために転用申請するも

議 長

22番
佐藤 圭一委員

議 長

7番
佐藤 均 委員

のです。

農地区分は、第2種農地と判断しました。

各申請の権利の種別や金額は記載のとおりです。

以上、9件につきましては、農地転用許可基準から、転用することはやむを得ないと判断されるものです。

以上で説明を終わります。

以上で「議案第180号」の説明を終わります。

ただいまの説明に関連し、地域ごとに担当委員の方から現地調査の結果についての報告をお願いいたします。

まず、一関地域の担当委員の方、お願いいたします。

一関地域の農地法第5条現地調査の報告をいたします。

現地調査日と調査員は3条と同じですので割愛させていただきます。

報告内容、別紙農地転用等現地調査書により現地確認を行った結果、下記のとおり報告いたします。

第1号、申請人が自己住宅を建築する計画であり、排水は合併浄化槽の設置を予定していることから、周辺農地に影響はないと思われま

す。

第2号、申請人が自家用駐車場を整備する計画であり、排水は雨水のみであることから、周辺農地に影響はないと思われま

す。

第3号、申請人が宅地分譲する計画であり、排水は合併浄化槽の設置を予定していることから、周辺農地に影響はないと思われま

す。

第4号、申請人が介護施設及び駐車場を建築・整備する計画であり、排水は公共下水道へ接続を予定していることから、周辺農地に影響はないと思われま

す。

第5号、申請人が自家用ガレージを建築する計画であり、排水は雨水のみであることから、周辺農地に影響はないと思われま

す。

以上です。

ありがとうございました。

次に、花泉地域の担当委員の方、お願いいたします。

農地法第5条、花泉地域、現地調査の報告をいたします。

調査日、調査員につきましては3条と同じですので割愛をいたします。

報告内容、別紙農地転用等現地調査書により現地確認を行った

		結果、下記のとおり報告いたします。
		第6号、申請人が自営の用に供する駐車場及びドッグランスペースを整備する計画であり、排水は雨水のみであることから、周辺農地に影響はないと思われま
		す。
		第7号、申請人が農家住宅を建築する計画であり、排水は合併浄化槽の設置を予定していることから、周辺農地に影響はないと思われま
		す。
議	長	以上でございます。
		ありがとうございました。
		次に、大東地域の担当委員の方、お願いいたします。
21番		それでは、大東地域の農地法第5条現地調査の報告を行います。
畠山 潔 委員		現地調査日、現地調査員については先ほどの3条、4条と同じでございますので割愛いたします。
		報告内容、別紙農地転用等現地調査書により現地確認を行った結果、下記のとおり報告いたします。
		第8号、申請人が公共工事に伴う現場事務所等として一時的に利用する計画であり、排水は雨水のみで事業完了後は速やかに農地へ復旧することから、周辺農地に影響はないと思われま
		す。
		なお、本工事は、県発注の一般国道343号渋民地区道路改良舗装工事であります。
		以上でございます。
議	長	ありがとうございました。
		次に、藤沢地域の担当委員の方、お願いいたします。
14番		藤沢地域の農地法第5条現地調査報告を行います。
畠山 信吾 委員		調査日、調査員につきましては先ほど説明いたしました3条と同じでございますので割愛をさせていただきます。
		第9号、申請人が自己住宅を建築する計画であり、排水は合併浄化槽の設置を予定しており、周辺農地に影響はないと思われま
		す。
		以上でございます。
議	長	ありがとうございました。
		以上で現地調査の結果の説明を終わります。
		審議願います。
		(なしの声あり)
議	長	審議を打切り、採決してよいかお諮りいたします。

議 長	<p style="text-align: center;">(異議なしの声あり)</p> <p>異議なしとのことですので、審議を打切り採決いたします。</p> <p>「議案第180号 農地法第5条第1項の規定による許可申請に対する意見について」を許可相当と決する方は挙手願います。</p> <p style="text-align: center;">(挙手満場)</p>
議 長	<p>満場です。</p> <p>よって、「議案第180号」を許可相当と決します。</p>
議 長 局 長 補 佐	<p>次に、4条の追加説明をいたさせます。</p> <p>先ほど、4条の第3号についての家族構成のご質問がありましたのでお答えさせていただきます。</p> <p>当該世帯は4人家族でありまして、労働力は申請人と妻の2名になります。</p> <p>以上でございます。</p>
議 長	<p>進めます。</p> <p>次に、「議案第181号 一関市農用地利用集積計画の決定について」を上程いたします。</p>
局 長 補 佐	<p>局長補佐より説明いたさせます。</p> <p>それでは、19ページをお開き願います。</p> <p>議案第181号 一関市農用地利用集積計画の決定について、内容をご説明いたします。</p> <p>一関市農用地利用集積計画について、農業経営基盤強化促進法第18条第1項の規定に基づき議決を求めるものです。</p> <p>本議案に係る申請は、貸借権設定が6件、所有権移転が1件です。</p> <p>初めに貸借権設定ですが、第1号から第4号までの4件は、一関地域に係る申請です。</p> <p>第5号は、花泉地域に係る申請です。</p> <p>第6号は、東山地域に係る申請です。</p> <p>次に所有権移転ですが、第1号は、藤沢地域に係る申請です。</p> <p>以上、各申請の詳細については記載のとおりです。</p> <p>また、以上の計画の内容は、「農業経営基盤の強化の促進に関する基本的な構想」に適合するものであります。</p> <p>以上で説明を終わります。</p>
議 長	<p>以上で「議案第181号」の説明を終わります。</p> <p>なお、貸借権設定第4号について、6番 佐藤 徹 委員が、農業委員会等に関する法律第31条第1項による議事参与の制限に該</p>

		当いたしますので、これを除き審議願います。 (なしの声あり)
議	長	審議を打ち切り、採決してよいかお諮りいたします。 (異議なしの声あり)
議	長	異議なしとのことですので、審議を打ち切り採決いたします。 「議案第181号 一関市農用地利用集積計画の決定について」 を賃借権設定第4号を除き可と決する方は挙手願います。 (挙手満場)
議	長	満場です。 よって、「議案第181号」は賃借権設定第4号を除き可と決し ます。
議	長	次に、「議案第181号」賃借権設定第4号について審議いたし ます。 佐藤 徹 委員は退室願います。 (午後2時34分 退室)
議	長	審議願います。 (なしの声あり)
議	長	審議を打ち切り、採決してよいかお諮りいたします。 (異議なしの声あり)
議	長	異議なしとのことですので、審議を打ち切り採決いたします。 「議案第181号」賃借権設定第4号について可と決する方は挙 手願います。 (挙手満場)
議	長	挙手満場です。 よって、「議案第181号」賃借権設定第4号を可と決しまし た。 佐藤 徹 委員は入室願います。 (午後2時35分 入室)
議	長	佐藤 徹 委員に申し上げます。 「議案第181号」賃借権設定第4号は可と決しました。
議	長	次に、「議案第182号 農用地利用配分計画案に係る意見につ いて」を上程いたします。 局長補佐より説明いたさせます。
局 長 補 佐		議案第182号 農用地利用配分計画案に係る意見について、内 容をご説明いたします。 一関市長より、農用地利用配分計画案に係る協議があったの

で、意見を求めるものです。

本議案に係る申請は、貸借の移転が1件です。

第1号は、川崎地域に係る申請です。

この申請の内容につきましては記載のとおりでございます。

また、意見決定に係る受け手の判断要件となる「地域との調和要件」につきましては、書類等確認の結果、十分に満たしております。

以上で説明を終わります。

議 長

以上で「議案第182号」の説明を終わります。

審議願います。

(なしの声あり)

議 長

審議を打切り、採決してよいかお諮りいたします。

(異議なしの声あり)

議 長

異議なしとのことです。審議を打切り採決いたします。

「議案第182号 農用地利用配分計画案に係る意見について」を可と決する方は挙手願います。

(挙手満場)

議 長

満場です。

よって、「議案第182号」は可と決します。

議 長

次に、「議案第183号 農地法の適用外であることの証明願に対する可否について」を上程いたします。

局長補佐より説明いたさせます。

局長補佐

議案第183号 農地法の適用外であることの証明願に対する可否について、内容をご説明いたします。

次のとおり、農地法の適用外証明願の提出があったので、可否についての決定を求めるものです。

本議案に係る申請は4件で、一関地域2件、大東地域1件、室根地域1件です。

いずれの案件も、農地以外となってから20年以上が経過しており、農地として復旧することが困難となっていることから、農地性は失われております。

以上で説明を終わります。

議 長

以上で「議案第183号」の説明を終わります。

ただいまの説明に関連し、地域ごとに担当委員の方から現地調査の結果について、報告をお願いいたします。

まず、一関地域の担当委員の方、お願いいたします。

22番 佐藤 圭一委員	<p>一関地域の農地法適用外現地調査の報告をいたします。</p> <p>現地調査日と調査員は3条と同じですので割愛させていただきます。</p> <p>報告内容、別紙農地転用等現地調査書により現地確認を行った結果、下記のとおり報告いたします。</p> <p>第1号、平成10年頃から共同住宅の敷地の一部として利用しており、既に農地性は失われております。</p> <p>第2号、昭和60年頃から農業用施設及び駐車場として利用しており、既に農地性は失われているものと思われま</p> <p>以上です。</p>
議 長 21番 畠山 潔 委員	<p>ありがとうございました。</p> <p>次に、大東地域の担当委員の方、お願いいたします。</p> <p>大東地域の農地法適用外現地調査報告を行います。</p> <p>現地調査日、現地調査員については先ほどと同じでございますので割愛いたします。</p> <p>報告内容、別紙農地転用等現地調査書により現地確認を行った結果、下記のとおり報告いたします。</p> <p>第3号、平成4年頃から農業用施設として利用しており、既に農地性は失われている。</p> <p>以上でございます。</p>
議 長 17番 藤原 美喜男 委員	<p>ありがとうございました。</p> <p>次に、室根地域の担当委員の方、お願いいたします。</p> <p>室根地域の農地法適用外現地調査の報告をいたします。</p> <p>調査日、調査員につきましては第3条と同じですので割愛をさせていただきます。</p> <p>報告内容、別紙農地転用等現地調査書により現地確認を行った結果、下記のとおり報告をいたします。</p> <p>第4号、平成3年頃から耕作管理ができず山林化しており、既に農地性は失われております。</p> <p>以上でございます。</p>
議 長 10番 佐藤 和威治 委員	<p>ありがとうございました。</p> <p>以上で現地調査の説明を終わります。</p> <p>審議願います。</p> <p>先ほど、空き家バンクを購入し新規就農する方が取得した土地の近くだと思いますが、この土地はそのまま前の所有者の方に残る、それともこの空き家バンクを買った人に移っていくんでしょ</p>

局 長 うか。
申し訳ございません、その点の確認はしておらないところですが、恐らく空き家バンクに登録になっているところだと思うので、今回は現況が山林化しているということで、手続き的な問題で現在の所有者が適用外申請をして、農地以外のものにしたあとで所有権を移転されるというふうに思います。

議 長 ほかにございませんか。
(なしの声あり)

議 長 審議を打ち切り、採決してよいかお諮りいたします。
(異議なしの声あり)

議 長 異議なしとのことですので、審議を打ち切り採決いたします。
「議案第183号 農地法の適用外であることの証明願に対する可否について」を可と決する方は挙手願います。
(挙手満場)

議 長 満場です。
よって、「議案第183号」は可と決します。

議 長 以上で全議案が終了いたしました。
第24回一関市農業委員会総会を閉会といたします。
お疲れさまでした。
(午後2時45分閉会)

以上 議事録の記載に相違ないことを証するため、ここに署名捺印をする。

議 長

署名委員

署名委員